

議案第 百 号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十年十二月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十二年三月一日から施行する。